

## 汚水処理施設整備交付金制度（仮称）の創設

### 1. 目的

「地域再生のための基本指針（平成15年12月19日 地域再生本部決定）」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（平成16年5月27日 地域再生本部決定）等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を相互に事業進度を調整しながら整備することを可能とすること等によって、効率的な汚水処理施設の普及促進を図る。

### 2. 制度の概要

地域再生計画（仮称）に基づいて、各省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「汚水処理施設整備交付金（仮称）」を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度である。本制度の適用を受けるに当たっての具体的な要件は以下のとおり。

#### （1）対象となる市町村

- ・市町村が、地域再生計画（仮称）を策定し、地域再生計画（仮称）の目標を達成するために必要な事業として、以下に示す「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置づけていること。

#### （2）制度の要件

- ・同一の市町村で所管を跨った2種以上の施設を計画期間中（5カ年）に実施するもので、施設の整備により汚水処理の普及促進を図るものであること
- ・対象区域は、地域再生計画（仮称）の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。
- ・事業実施による効果が明確であること。

#### （3）対象施設

- ・対象とする施設は、以下の汚水処理施設とする。  
農業集落排水施設、漁業集落排水施設（以下「集落排水施設」）【農林水産省】  
公共下水道【国土交通省】  
浄化槽【環境省】

#### (4) 交付金の交付

- ・市町村が策定した地域再生計画（仮称）を国が認定した場合、その計画に基づき、年度ごとに交付金を交付

#### (5) 交付限度額の算定

- ・対象施設ごとに、現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額の合計として交付限度額を算定。

#### (6) 本制度の特徴

##### ○省庁を超えて、汚水処理の普及を連携して推進

- ・一定のエリア内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能な交付金とし、効率的な整備を推進。
- ・個々の補助制度に基づく手続きによらず、市町村の定めた計画に基づき5年分一括して認定。

##### ○地方の自主裁量性の尊重

- ・既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。
- ・従前の補助対象範囲、地方単独部分の区別なく、交付金を充当することが可能。
- ・計画の範囲内であれば、単年度の国・地方の負担割合が調整可能。

##### ○成果主義的な政策への転換

- ・市町村の自主性・裁量性を高めるとともに、自ら汚水処理の普及に係る具体的目標を設定。
- ・成果として、事業完了後に目標の達成状況を厳正に評価。

目標の例：汚水処理施設の整備による生活環境の改善

指標の例：汚水処理人口普及率、放流水質 など

### 3. H17年度予算額

国費 49,000百万円【内閣府一括計上】

なお、汚水処理施設整備交付金制度（仮称）の創設にあたり、各省はそれぞれ以下の額の交付金化を行ったものとみなす。

農林水産省	11,500百万円（集落排水施設）
国土交通省	30,000百万円（公共下水道）
環境省	7,500百万円（浄化槽）